

公益財団法人鳥取県スポーツ協会 評議員選定委員会規程

(目的)

第1条 公益財団法人鳥取県スポーツ協会（以下「本会」という。）の評議員選定委員会に関する事項は、法令または本会定款について定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(任務)

第2条 この委員会は、本会の評議員の選任を審議、決定する。

(委員)

第3条 評議員選定委員会に、次の委員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 委員 4名

2 委員は、評議員、監事、事務局及び外部の学識経験者のうちから会長が委嘱する。

3 委員長は、委員の互選で決め会長が委嘱する。

4 委員の任期は、その評議員としての任期と同一とし、再任を妨げない。また、辞任又は任期満了においても、前項に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(招集)

第4条 委員会は、委員長が招集して、その議長となる。

(決議の省略)

第5条 委員が、委員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる委員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の委員会の議決があったものとみなす。

(評議員名簿及び議事録)

第6条 委員会は、議事終了後速やかに評議員名簿及び議事録を作成し、委員長及び出席者の代表2名が署名押印の上、理事会及び評議員会に報告する。

(本規程の変更)

第7条 この規程は、理事会の議決により変更することができる。

附 則

この規程は、平成25年5月29日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。